

民間建築物のアスベスト対策の取組状況について
(アスベスト対策ワーキンググループにおけるこれまでの検討等)

平成17年12月にとりまとめられた建議「建築物における今後のアスベスト対策について」、平成19年12月の総務省勧告「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」及び平成28年5月の総務省勧告「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－結果に基づく勧告」への対応について、WGで必要な検討等を行ってきた。

①建議（「建築物における今後のアスベスト対策について」(H17.12)）において講ずべきとされた具体的な施策と対応状況

講ずべきとされた施策 (抜粋)	実施済の施策・WGでの検討結果等
(1) 建築基準法による規制	
○アスベスト繊維を飛散させるおそれがないものを除き、全てのアスベスト含有建材の使用の禁止	建築基準法改正により、吹付けアスベスト等の使用等を禁止(平成18年10月1日から施行)。
○露出して使用されている吹付けアスベスト等について、飛散防止対策が行われるよう、勧告、命令等を行う制度の整備	
○勧告・命令ガイドラインの整備	日本建築行政会議安全安心部会の協力を得て、「既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドライン」を作成し、著しく衛生上有害であると認められる場合の是正命令の考え方として、吹付け石綿等に対する措置について記載(平成27年5月)。 ⇒参考資料3 (P.8)
○地方公共団体からの相談体制整備	(一財)日本建築センターにおいて「アスベスト相談回答マニュアル」を作成し、地方公共団体等に配布(平成18年12月)。
○定期報告制度の対象となる建築物の範囲の拡大	改正法の施行通知により、特定行政庁に対して対象の見直しの検討を要請(平成18年10月)。 建築基準法改正により、国が政令に3階建て以上の特殊建築物等について定期報告対象として位置付け(平成28年6月1日施行)。 ⇒参考資料3 (P.7)
(2) 吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進	
○現在の概要調査の継続と一定のとりまとめの実施	年2回(平成26年度より年1回・春季)建築物防災週間に合わせてフォローアップし結果を公表(平成17年以降)
○吹付けアスベスト等が使用されている部分等の詳細な状況の調査の実施	「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に必要な検討や、「建築物石綿含有建材調査マニュアル(案)」の作成などの環境整備を進めるとともに、以下を実施すべきと整理した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の所有者等に対し、調査を実施した場合に当該調査結果を建築物の解体時等※に活用できることを周知することにより、国の補助制度を活用して早期に調査を実施するインセンティブを与え、調査を促進。 ※大気汚染防止法及び石綿障害予防規則で、それぞれ建物の所有者及び事業者に対し、建築物の解体時等に、アスベストの使用状況等に関する事前調査を行うことが義務付けられている。 <p>平成 28 年度予算より、社会資本整備総合交付金の住宅・建築アスベスト改修事業における交付要件として、建築物石綿含有建材調査者を位置づけ。⇒参考資料 3 (P.5)</p> <p>平成 25 年度に創設した建築物石綿含有建材調査者講習登録制度について、厚生労働省及び環境省との共管とし、建築物の通常の使用状態だけでなく、解体・改修工事を行う際の事前調査等についても講習の対象とするよう見直し(平成 30 年 10 月 23 日から施行)。⇒資料 1 (P.13)</p>
○空調経路等に露出し飛散の可能性がある建築物の実態の調査の実施	国土交通省が平成 21 年度から平成 25 年度にかけて実施した飛散性調査の結果を整理するとともに、必要な対策について検討した。
○小規模建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査の実施	<p>今後効率的な調査方法等を検討予定</p> <p>「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に必要な検討や、「建築物石綿含有建材調査マニュアル(案)」の作成などの環境整備を進めるとともに、以下を実施すべきと整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の促進状況については継続的にフォローし、取組を検証。 <p>第 8 回アスベスト対策部会(平成 29 年 5 月)の提言を踏まえ、不特定多数の者が利用する建築物など優先的に把握すべき小規模建築物について、調査台帳の整備及び実態調査・除去等の対策の推進について特定行政庁に対して依頼(平成 29 年 6 月 22 日通知)。⇒参考資料 4-1</p>
○囲い込み等を措置した吹付けアスベストの定期調査報告制度等における調査・把握	建築基準法施行規則改正により、報告事項に「石綿を添加した建築材料の調査状況」欄を追加(平成 19 年 4 月 1 日から施行)。
○公共建築物における吹付けアスベスト等の調査結果の公表、計画的な除去	国家機関の建築物等について、平成 17 年度及び 20 年度に調査を実施し、結果の公表及び各省各庁への指導を実施(平成 21 年度以降毎年実施)。
(3) 吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の調査研究の実施	
○吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の飛散性、含有量等に関する情報収集、室内空気中のアスベストの繊維の濃度の実態調査の実施	<p>吹付けバーミキュライトについては平成 18 年度に調査を実施、引き続き検討。</p> <p>国土交通省が平成 21 年度から平成 25 年度にかけて実施した飛散性調査の結果を整理する</p>

○アスベスト繊維を飛散させるおそれがあることが明らかになった建材の使用実態の把握と飛散防止対策の家の検討	とともに、必要な対策について検討した。その結果、調査された範囲において、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトについて、有意な飛散は確認されなかった。
(4) 建築物の解体時の飛散防止対策の徹底	
○労働安全衛生法、大気汚染防止法等の法令遵守の徹底	建設関係団体に対し「建設工事を実施する上での石綿の取扱について」通知(平成17年7月)。
(5) 室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備	
○室内空気質の目安としての暫定的な指標の検討	建築物の通常の使用状態において飛散するおそれのあるものについては、すでに建築基準法により規制対象となっており、さらに平成21年度から平成25年度にかけて実施した飛散性調査の結果を踏まえると、建築基準法の規制対象外であるものについては有意な飛散は確認されなかった。さらに既存建築物における吹付けアスベストについては、室内での飛散そのものを防ぐため、国の補助制度により除去を強力に推進している。⇒参考資料3(P.5)
(6) 住宅性能表示制度の整備	
○既存住宅の室内空気中のアスベスト繊維濃度の測定結果や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みの整備	日本住宅性能表示基準(告示)改正により、既存住宅に係る表示すべき事項に「石綿含有建材の有無等」、「室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」を追加(平成18年10月1日施行)。
(7) アスベスト含有建材の除去等への支援	
○適切な除去等の対策を行うための支援制度の整備	アスベスト改修型優良建築物等整備事業を創設(平成17年度以降・現在は社会資本整備総合交付金による住宅・建築物アスベスト改修事業)。
(8) 相談体制の整備	
○「アスベスト相談マニュアル」を作成し、全国の地方公共団体、保健所等に配布するなど相談体制の整備・充実	(一財)日本建築センターにおいて「アスベスト相談回答マニュアル」を作成し、地方公共団体等に配布(平成18年12月)。【(1)の再掲】
○相談に対応する職員等に対し、十分な研修の実施	「建築物石綿含有建材調査マニュアル(案)」を作成し、この中で、アスベスト使用実態調査の必要性、台帳の整備方法、調査・台帳整備・除去に対する国の支援制度、地方公共団体の取組事例、石綿に関する基礎知識等を整理した。これをもとに、国土交通省は、平成26～27年度に、全国で講習会を開催。
(9) 台帳の整備等	
○今後の適切な維持管理、除去、解体時の対応等の状況を把握できるような台帳の整備の促進	「建築物石綿含有建材調査マニュアル(案)」を作成し、この中で、アスベスト使用実態調査の必要性、台帳の整備方法、調査・台帳整備・除去に対する国の支援制度、地方公共団体の取組事例、石綿に関する基礎知識等を整理した。これをもとに、国土交通省は、平成26～27年度に、全国で講習会を開催。【(8)の再掲】 第8回アスベスト対策部会(平成29年5月)の提言を踏まえ、不特定多数の者が利用する建

	建築物など優先的に把握すべき小規模建築物について、調査台帳の整備及び実態調査・除去等の対策の推進について特定行政庁に対して依頼（平成 29 年 6 月 22 日通知）。【(2)の再掲】
(10) 専門家・事業者の育成	
○建築士等に対するアスベストの調査方法、除去方法等に関する講習会等の実施	(一財)日本建築センターにおいて技術指針を改定し、指針についての講習会を実施(平成 18 年度改訂、平成 30 年度再改訂)。 平成 25 年度に建築物石綿含有建材調査者講習登録制度を創設し、建築物の通常の使用状態における調査を適切に行うことができる専門家を育成。 さらに、同講習制度について、厚生労働省及び環境省との共管とし、建築物の通常の使用状態だけでなく、解体・改修工事を行う際の事前調査等についても講習の対象とするよう見直し(平成 30 年 10 月 23 日から施行)。【(2)の再掲】
○住宅生産者に対する法令遵守の徹底	(一社)住宅生産団体連合会においてガイドブックの作成・配布や調査報告の公表、事業者向けのセミナー等を実施(平成 17 年度以降順次改訂)。
(11) 技術開発の推進	
○アスベスト含有建材を簡易に判別できる方法、室内空気中のアスベスト繊維濃度を簡易に測定する方法、適切かつ安価にアスベストを除去する方法等の技術開発の推進、優れた技術の普及	住宅・建築関連先導技術開発助成事業により民間の技術開発を支援(平成 26 年度以降は住宅・建築物技術高度化事業)。 ※アスベスト除去等関連での補助実績 2 件
(12) 建築物の所有者等に対する普及啓発の実施	
○パンフレットの作成、広報等を通じた所有者等への普及啓発	パンフレット「建築物のアスベスト対策」を作成し、地方公共団体、関係団体に配布。 建物所有者・管理者との繋がりが深い業界団体と連携した研修会の実施によるアスベスト対策の普及啓発を促進するため、地方公共団体向けの講師養成講習を開催(平成 29 年度)。 ⇒資料 1 (P.5)
○所有者等が吹付けアスベスト等の有無や劣化状況の簡単なチェックを行い専門家に相談する契機となるようなパンフレット等の整備	建築物の所有者等が自ら吹付けアスベスト等の有無や劣化状況をチェックすることとした場合、所有者等が石綿にばく露するおそれが想定されることから、自らチェックするのではなく、調査等に係る支援制度の情報も含めアスベスト対策の必要性を分かりやすく説明し、調査者に相談等するきっかけとなるパンフレットとして整備すべきであると整理した。 これを踏まえ、国土交通省では、平成 26 年度、建築物の所有者等向けのパンフレットを作成。 さらに平成 28 年度にはより多くの所有者に情報が行き渡るようにするため、簡略版のリーフレットを作成。⇒参考資料 3 (P.15-16)

(13) アスベスト含有建材に関する情報収集及び提供	
○建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の種類、名称、製造時期等の情報開示及び建築士・施工者への周知	石綿(アスベスト)含有建材データベースを整備し公表(平成18年12月以降順次更新)。
(14) 地震発生後の飛散防止対策の実施	
○建築物の耐震化の促進	改正耐震改修促進法に基づく計画的な取組を推進(平成18年、平成25年)。
○応急危険度判定において、地震により被害を受けた建築物におけるアスベストの飛散危険性の判定を併せて実施することの検討	(一財)日本建築防災協会において「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」を作成(平成18年3月)。

※第7回部会(平成26年12月)までに実施された施策についても青字で追記している。

②総務省勧告（「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」（H19.12））

所見	対応状況
1 使用実態調査の充実等	
(1) 使用実態調査における調査対象範囲の設定状況	
<p>総務省及び国土交通省は、使用実態調査において調査対象とされていない建築物及びアスベスト含有吹付け材があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 国土交通省は、床面積 1,000 m²未満の民間建築物及び平成 2 年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。</p>	<p>○ 都道府県建築行政担当者会議（H19.12.19 開催）で説明。 ○ 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に必要な検討を行い、的確に調査を実施する調査者の育成環境を整備するとともに、「建築物石綿含有建材調査マニュアル（案）」を作成し、調査対象の優先順位の考え方など効率的な調査方法を示した。 ○ 第 8 回アスベスト対策部会（平成 29 年 5 月）の提言を踏まえ、不特定多数の者が利用する建築物など優先的に把握すべき小規模建築物について、調査台帳の整備及び実態調査・除去等の対策の推進について特定行政庁に対して依頼。（平成 29 年 6 月 22 日通知）。【①（2）の再掲】</p>
<p>② 国土交通省は、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること。また、総務省及び国土交通省は、その結果を踏まえ、飛散させるおそれがあることが明らかとなった場合は、相互に連携して、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること。</p>	<p>○ 平成 20 年度予算を活用し、把握方法の検討及び飛散性の研究を実施。 ○ 国土交通省が平成 21 年度から平成 25 年度にかけて実施した飛散性調査の結果を検証し、実態把握を行った。その結果、調査された範囲において、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトについて、有意な飛散は確認されなかった。</p>
(2) 使用実態調査における調査対象建築物の選定状況	
<p>国土交通省は、使用実態調査において調査対象建築物の選定が適切に行われていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 都道府県等が把握すべき特殊法人等の建築物の対象範囲を明示すること。また、分譲集合住宅を含めた民間建築物の把握の手がかり等を都道府県等に具体的に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。</p>	<p>○ 都道府県建築行政担当者会議（H19.12.19 開催）で、 ① 対象把握についての具体的な情報提供 ② 的確な把握がされていない事例についての注意喚起 ③ 長期間未使用の建築物についての</p>
<p>② 民間建築物調査において、その用途・</p>	

<p>種類を限定したことにより対象となる建築物が的確に把握されなかった具体的事例について、都道府県等に注意を喚起すること。</p>	<p>対応に係る情報提供を実施。</p>
<p>③ 民間建築物調査において、施工時期等からみてアスベストが使用されている可能性が高い長期間未使用となっている民間建築物についても的確に把握している具体的事例について、都道府県等に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。</p>	<p>○特定行政庁（都道府県等）に対し、上記についての技術的助言を H19.12.28 に通知（①については H20.6.10 に事務連絡により補足）。</p>
<p>(3) 使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況</p>	
<p>総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査においてアスベスト使用の有無が的確に把握されていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議（H19.12.19 開催）で、都道府県や市町村の広報紙の活用等による周知徹底について指示。</p>
<p>② アスベストが使用されている可能性があるエレベータの昇降路等の建築設備があることを引き続き都道府県等に情報提供するなど、相互に連携して、都道府県等への支援に努めること。</p>	<p>○特定行政庁（都道府県等）に対し、上記についての技術的助言を H19.12.28 に通知。</p>
<p>2 ばく露防止対策等の適切な実施</p>	
<p>(1) ばく露防止対策の実施状況</p>	
<p>国土交通省は、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その状態等に応じた適切な除去等の措置が速やかに行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 除去等の措置の必要性を判断するには、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみではなく、劣化状態、使用頻度等を勘案して、総合的に判断することが必要であることを都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。 また、建築物室内のアスベスト濃度に関する調査を引き続き実施すること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議（H19.12.19 開催）で、所有者等に対し濃度測定のみならず総合的な診断が必要である旨周知するよう指示。 ○特定行政庁（都道府県等）に対し、上記についての技術的助言を H19.12.28 に通知。 ○国土交通省が平成 21 年度から平成 25 年度にかけて実施した飛散性調査の結果を検証し、実態把握を行った。</p>
<p>② アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県及び市町村における創設状況を引き続き把握し、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている例を収集し、都道府県等に</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議（H19.12.28 開催）で、自治体に事業創設を働きかけ。 ○特定行政庁（都道府県等）に対し、上記についての技術的助言を H19.12.28 に</p>

<p>対して情報提供するなどにより、同制度の創設を都道府県等に働きかけること。</p>	<p>通知。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アスベスト改修型優良建築物等整備事業の補助対象の明確化及び補助金交付申請手続き合理化を実施。 ○パンフレットを作成（H20.4.25 公表）し助成制度等を周知。 ○特定行政庁へのアンケートにより効果を挙げている事例を収集し、H20.6.10に事務連絡により送付。 ○平成 20 年度以降、建築物防災週間の使用実態調査結果公表に合わせて、アスベスト調査・除去等に係る補助制度の創設状況について把握・公表を実施。 ⇒参考資料 3 (P.9-14) ○平成 30 年度予算におけるアスベスト改修事業の補助期限の延長及び交付要件の追加の周知に合わせて、都道府県における制度創設を改めて依頼。 ⇒参考資料 4-2
<p>(2) 吹付アスベスト等の管理状況</p>	
<p>総務省、厚生労働省及び国土交通省は、相互に連携して、設計図書、使用実態調査等により吹付アスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その適切な管理が図られるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 総務省及び国土交通省は、定期的観察の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知するとともにその具体的な実施方法を提示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県建築行政担当者会議（H19.12.19 開催）で、所有者等に対し定期的な観察の必要性について周知するよう指示。 ○特定行政庁（都道府県等）に対し、上記についての技術的助言を H19.12.28 に通知。
<p>② 厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県建築行政担当者会議（H19.12.19 開催）で、所有者等に対し調査結果の保存の必要性について周知するよう指示。 ○特定行政庁（都道府県等）に対し、上記についての技術的助言を H19.12.28 に通知。
<p>3 届出情報及び使用実態調査結果の活用</p>	
<p>厚生労働省及び国土交通省は、アスベスト使用建築物のばく露防止措置の徹底を図る観点から、アスベスト使用建築物に係る情報を的確に把握するため、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 厚生労働省は、都道府県労働局に対し、建設リサイクル法に基づくアスベスト</p>	<p>(厚生労働省)</p>

<p>使用建築物の解体作業に関する届出情報の入手を徹底させること。</p>	
<p>② 国土交通省は、都道府県等に対し、都道府県労働局から民間建築物調査の結果について提供依頼があった場合には、その提供について協力するよう改めて要請すること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議（H19.12.19開催）で、労働局との連携について周知。 ○特定行政庁（都道府県等）に対し、上記についての技術的助言を H19.12.28 に通知。</p>
<p>4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等</p>	
<p>環境省は、廃石綿等の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 廃棄物処理法等の改正によって規制が強化された事項を盛り込んだ立入検査表の案を作成し都道府県等に提示するなどにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査を行うよう要請すること。</p>	<p>(環境省)</p>
<p>② 廃石綿等の排出事業者に対する廃棄物処理法等の遵守事項の周知の徹底について、都道府県等に対して必要な助言を行うこと。</p>	<p>(環境省)</p>

※第7回部会（平成26年12月）までに実施された施策についても青字で追記している。

③総務省勧告（「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－結果に基づく勧告」（H28.5））

所見	対応状況
4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握	
(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充	
<p>国土交通省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の把握を含め、民間建築物アスベスト使用実態調査を適切に実施するよう周知徹底するとともに、アスベスト含有建材の使用実態がまだ判明していない建築物及び飛散・ばく露のおそれが判明した建築物については、所有者等の連絡先を把握し、所有者等に理解を求めるなど、適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。</p>	<p>○総務省調査において明らかとなった、実態把握調査が適切に行われていない例や、建築物の所有者に対する指導が適切に行われていない例を示しつつ、実態調査の適正化を図るよう求め、さらに、調査結果の報告のない建築物の所有者等に対する報告の督促や、吹付けアスベストが露出している建築物の所有者等に対する飛散防止措置の指導の徹底を求めるよう、特定行政庁に対して依頼。(平成28年5月17日通知)。 ⇒参考資料4-3</p>
(2) アスベスト台帳の整備の促進	
<p>国土交通省はアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する観点から、県市に対し、アスベスト台帳の整備の必要性、活用例及び効率的な整備方法を改めて周知徹底し、同台帳の整備を促す必要がある。</p>	<p>○「建築物石綿含有建材調査マニュアル」を参考にしながら、建築年度や用途などに応じて優先順位を付けるなど効果的な方法を通じて、台帳の整備を着実に進めるよう、特定行政庁に対して依頼。(平成28年5月17日通知)。 ⇒参考資料4-3</p>

以上